

令和 6 年 5 月 18 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01136

研究課題名（和文）「救済法」理論の比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study on a theory of "Remedies"

研究代表者

松本 哲治（Matsumoto, Tetsuji）

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：40289129

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：各国憲法および国際人権法における救済法のあり方について、判例や実例における救済の展開を広く調査するとともに、救済のあり方について、個別具体的な救済と、制度的な救済との理論的な区別も踏まえた基礎的な知見について研究を進めた。具体的には、救済の重要性と複線の構造、個別的及び制度的な救済に対する複線的アプローチ、仮の救済、人権を侵害する法律に対する救済手段、人権救済のための公法上の損害賠償の発展可能性、刑事手続における救済、社会的・経済的・文化的権利の救済、先住民の権利に関する救済等のテーマについて、検討を進めた。また、これらを踏まえわが国での憲法訴訟における救済についても検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

長らく低迷が指摘されてきたわが国の憲法訴訟についても、国際的・政治的環境の変化と、行政事件訴訟法の改正を含む司法制度改革の進展などわが国自身の司法制度の成熟をも背景として、一定程度の積極化が看取できようになってきている。その中で、そのような裁判所の実体的な判断の変化を適切に実務上の処置へと展開するとともに、さらに今後も適切な方向へとその変化推し進め、あらたな手法を展開していくために、救済についての、幅広い知見を踏まえた柔軟な検討が求められている。本研究は、そのような潮流に貢献することを目指して取り組まれたものであり、知見を広め、分析を進化させることに一定の貢献をなしたものと考えられる。

研究成果の概要（英文）： In addition to extensively investigating the development of remedies in judicial precedents and actual cases regarding the nature of remedies in the constitutions of each country and international human rights law, we also conducted research on basic knowledge of remedies based on the theoretical distinction between individual specific remedies and institutional remedies. Specifically, we examined the following topics: (1) the importance of remedies and the two-track structure, (2) two-track approaches to individual and institutional remedies, (3) interim remedies, (4) remedies for laws that violate human rights, (5) the possibility of developing public law damages for human rights remedies, (6) remedies in the criminal process, (7) remedies for social, economic and cultural rights, and (8) remedies related to the rights of indigenous peoples. In addition, based on these findings, we also examined specific remedies in the constitutional lawsuits in Japan.

研究分野：憲法学

キーワード：救済法 基本的人権 憲法 訴訟法 国際人権 仮の救済 制度的救済 公共訴訟

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、「救済法」、すなわち、「原告が裁判所において然るべき訴訟手続に従い実体的権利を確定した場合において、原告に与えられるべき救済手段 (relief) の性質と範囲に関わる」法について、英米法に属する諸外国の議論と救済法という法領域を有しない大陸法に属する諸外国の議論との比較分析を基に(i)日本国憲法の下での体系的な理論の整理を目指すとともに、(ii)個別領域における裁判所による具体的救済手法のあり方を検討しようとした。

それは、研究開始当初の背景としては、「救済法」という法領域の設定が建設的な議論を生み出しうると広く認識されているものの、体系的な理論は未だ確立されていない状況にあり、しかし、特に憲法訴訟において救済方法が問題とされている近時の判例の動向を踏まえると、それらの個別問題の背後にある理論体系を問わなければならないと考えられたからである。

本研究は、「救済法」の視座を手がかりに、英米法と大陸法の間にあると評されるわが国の違憲審査制のあるべき姿を問い直そうとしたものであった。

### 2. 研究の目的

本研究は、「救済法」(又は救済法の発想)について、憲法学の議論に焦点を当てて比較法研究を行うことを目的とするものである。

さらに具体的に言えば、まず、「救済法」理論の構築においては、立法を超えて裁判所に権限を付与することにつながるため、裁判所に対する統制も考慮する必要があり、権力分立論が関係する。そのため、そのような共通の理論的視座を備えた憲法学者が大陸法・英米法の垣根を越えて議論することにより、「救済法」的な発想のあり方、ひいては司法権のあり方について相互理解を深めることにつながる。

また、このように憲法学における「救済法」理論が議論されることで、他の法学分野との対話のための理論的基礎を構築できる。

このような独自性と創造性の発揮を、救済法の比較研究を通じて実現することが本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

各国憲法および国際人権法における救済法のあり方について、判例や実例における救済の展開を広く調査するとともに、救済のあり方について、個別具体的な救済と、制度的な救済との理論的な区別も踏まえた基礎的な知見について研究を進めた。

救済の重要性と複線の構造、個別的及び制度的な救済に対する複線的アプローチおよび仮の救済、人権を侵害する法律に対する救済手段、人権救済のための公法上の損害賠償の発展可能性、刑事手続における救済、社会的・経済的・文化的権利の救済、先住民の権利に関する救済をテーマとする研究会回開催し、議論を行った。広い範囲の比較法対象国を分析の対象としてとりあげた。

あわせて、各国での現地調査も実施した。

### 4. 研究成果

在外日本国民最高裁判所裁判官国民審査訴訟上告審判決が、在外日本国民選挙権訴訟における地位確認の請求認容という救済方法を承認したことに続いて、不作為の違憲確認という救済を認めるという画期的な判断を示したため、これについての分析を行った。

立法行為についての国家賠償責任、地位確認請求における本案と本案前の判断の関係の整理についても検討した。

さらに、各国におけるのと同様にわが国でも問題となったコロナ禍における規制に伴う補償の問題を学会報告で検討し、別途、社会的文化的諸権利の憲法上権利としての司法的保障について国際学会で概観の英語でナショナルレポートとして提出するなど、救済の問題の研究を進めた。

あわせて、平等原則解釈論の再構成と展開について、体系的な研究を、書籍の形で公刊した。

大阪市ヘイトスピーチ訴訟とその解説を素材に、憲法判断の枠組みをめぐる議論について考察したほか、経済的自由権をめぐる近時の判例を概観し、医療保護入院制度の合憲性について違憲とした場合の救済も含めて検討した。

感染症対策に関する憲法問題について、日本では損失補償・生活補償を中心に諸課題を、アメリカについては集会の自由、信教の自由について中心に判例を検討した。

世界初の、英文での日本国憲法の逐条のコメンタリーについて、22条、29条、96条について分担し、社会的経済的文化的権利に関するわが国の憲法判例について英文で概観した。年金切り下げについて判例評釈も公表した。

カナダの救済法に関する文献収集、セミナー発表、及び複数の研究者との面会のため、プリティッシュコロンビア大学を訪問した。セミナーでは、日本の社会権・環境権に関する議論を紹介するとともに、Kent Roach 教授(トロント大)の救済法理論の日本法への示唆についてコメントをした。

ドイツの庇護申請者給付法における特別需要等級の違憲性について判例研究を報告し、日本

での同性婚禁止違憲訴訟の評釈を公表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松本哲治	4. 巻 11
2. 論文標題 不作為の違憲確認 在外日本国民最高裁判所裁判官国民審査権訴訟大法廷判決について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 215-226
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本哲治	4. 巻 158巻1号
2. 論文標題 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律36条の6第1項及び3項と憲法22条1項	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 182-199
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高橋正明	4. 巻 35
2. 論文標題 間接差別の憲法的統制 カナダの判例理論を手がかりに	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 帝京法学	6. 最初と最後の頁 95-194
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松本哲治	4. 巻 1
2. 論文標題 憲法訴訟における救済の新局面－在外日本国民最高裁判所裁判官国民審査訴訟控訴審判決による違法確認判決の検討	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 曾我部真裕・赤坂幸一・櫻井智章・井上武史 編『大石眞先生古稀記念論文集 憲法秩序の新構想』三省堂	6. 最初と最後の頁 157-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Tetsuji Matsumoto
2. 発表標題 THE JUSTICIABILITY OF ECONOMIC, SOCIAL AND CULTURAL RIGHTS IN JAPANESE CONSTITUTIONAL LAW
3. 学会等名 THE 2022 GENERAL CONGRESS of International Academy of Comparative Law (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松本哲治
2. 発表標題 感染症対策としての人権制約と損失補償・生活保障
3. 学会等名 日本公法学会第86回総会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 高橋 正明	4. 発行年 2023年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 330
3. 書名 平等原則解釈論の再構成と展開	

1. 著者名 毛利透, 小泉良幸, 浅野博宣, 松本哲治	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 449
3. 書名 Legal quest 憲法 人権 第3版	

1. 著者名 毛利透, 小泉良幸, 浅野博宣, 松本哲治	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 411
3. 書名 Legal quest 憲法 総論・統治 第3版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	御幸 聖樹  (Miyuki Masaki)  (20634009)	同志社大学・司法研究科・教授   (34310)	
研究分担者	奥村 公輔  (Okumura Kosuke)  (40551495)	東北大学・法学研究科・教授   (11301)	
研究分担者	高橋 正明  (Takahashi Masaaki)  (50757078)	明治学院大学・法学部・准教授   (32683)	
研究分担者	土井 真一  (Doi Masakazu)  (70243003)	京都大学・法学研究科・教授   (14301)	
研究分担者	石塚 壮太郎  (Ishizuka Sotaro)  (90805061)	日本大学・法学部・准教授   (32665)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------